

お知らせ
募集
催し物
相談

の日程が、次のとおり決まりました。

邑久町土地改良区 総代選挙の日程

☎ 0869-26-5947

△申請期限
2月26日（金）必着

問子育て支援課
☎ 0869-26-5947

ひとり親世帯
臨時特別給付金の申請は
2月26日までに

新型コロナウイルス感染症
の影響により収入が減少して
いるひとり親世帯の人への給
付金の申請期限が迫っています。
遺族年金・老齢年金などを
受給しているひとり親の人
や、所得制限により児童扶養
手当を受給していない人のう
ち新型コロナウイルス感染症
の影響により収入が減少した
ひとり親の人は、給付の対象
となる場合があります。

申請前の相談も受け付けて
いますので、申請要件などに
ついて詳しくはお問い合わせ
ください。

△申請期限
2月26日（金）必着

問子育て支援課
☎ 0869-26-5947

ひとり親世帯
臨時特別給付金の申請は
2月26日までに

市では、保護者を亡くした
児童の健全な育成と福祉の増
進を図ることを目的として遺
児激励金を支給します。

対象となる児童の保護者ま
たは児童を実際に監護する人
は、申請してください。

△対象者
保護者と死別した義務教育
修了前（15歳に達した日の属
する学年の末日以前をいい、
同日以降引き続いて中学校ま
たは特別支援学校の中学校部に

市では、保護者を亡くした
児童の健全な育成と福祉の増
進を図ることを目的として遺
児激励金を支給します。

対象となる児童の保護者ま
たは児童を実際に監護する人
は、申請してください。

△対象者
保護者と死別した義務教育
修了前（15歳に達した日の属
する学年の末日以前をいい、
同日以降引き続いて中学校ま
たは特別支援学校の中学校部に

市では、保護者を亡くした
児童の健全な育成と福祉の増
進を図ることを目的として遺
児激励金を支給します。

△対象者
保護者と死別した義務教育
修了前（15歳に達した日の属
する学年の末日以前をいい、
同日以降引き続いて中学校ま
たは特別支援学校の中学校部に

市では、保護者を亡くした
児童の健全な育成と福祉の増
進を図ることを目的として遺
児激励金を支給します。

△対象者
保護者と死別した義務教育
修了前（15歳に達した日の属
する学年の末日以前をいい、
同日以降引き続いて中学校ま
たは特別支援学校の中学校部に

市では、保護者を亡くした
児童の健全な育成と福祉の増
進を図ることを目的として遺
児激励金を支給します。

△対象者
保護者と死別した義務教育
修了前（15歳に達した日の属
する学年の末日以前をいい、
同日以降引き続いて中学校ま
たは特別支援学校の中学校部に

市では、保護者を亡くした
児童の健全な育成と福祉の増
進を図ることを目的として遺
児激励金を支給します。

知つ得！ せとうち便

在学する場合には、その在学
する期間を含む）の児童（以
下「遺児」という）
※市内に住所を有しないとき
および保護者が再婚したと
きは支給できません。

問子育て支援課
☎ 0869-26-5947

現在、障害年金を受給して
いるひとり親の人は、障害年
金額が児童扶養手当額を上回
る場合、児童扶養手当が支給
されません。

このたび、法改正により、
令和3年3月分から児童扶養
手当と障害年金の子の加算部
分の額との差額を児童扶養手
当として受給できるようにな
りました。

令和3年3月1日に児童扶
養手当の支給要件を満たして
いる人で、今回の改正の対象
となる人は、令和3年6月30
日までに申請すれば、令和3
年3月分から手当を受給でき
ます。詳しくはお問い合わせ
ください。

△手続きに必要なもの
申請書（子育て支援課・本
庁総合窓口・牛窓支所・裳
掛出張所に設置）、印鑑、保
護者名義の振込口座が分かる

△内容・支給額（全て子ども1人当たり）

種類	支給額	内容
保護者死亡見舞金	3万円	小・中学校や特別支援学校の小・中学部 在学中に遺児になったとき
入学激励金	3万円	遺児が小・中学校などへ入学したとき
卒業激励金	3万円	遺児が中学校などを卒業するとき
交通遺児激励金	1万円	交通事故により保護者と死別した遺児が 小・中学校などへ入学・進級するとき

もの、児童と保護者の戸籍謄
(抄) 本（本籍地が瀬戸内市
外の場合のみ）

【将来の大きな支えに】
国民年金は20歳から60歳ま
での人が加入して、保険料を
納める制度です。国が責任を
もって運営するため、年金の
給付は生涯にわたって保障さ
れます。

【老後のためだけのものでは
ありません】
国民年金は、年をとつたと
きの老齢年金のほか障害年金
や遺族年金もあります。

障害年金は、病気や事故で
障害が残ったときに受け取れ
ます。また遺族年金は、加入
者が死亡した場合、その加入
者により生計を維持されてい
た遺族（「子のある配偶者」
や「子」）が受け取れます。

【学生納付特例制度】
一般的に所得が少ないとさ
れる学生のための制度で、本
人の所得が一定額以下の場
合、国民年金保険料の納付が
猶予されます。

対象となる学生は、学校教
育法に規定する大学、大学院、
短期大学、高等学校、高等専
門学校、専修学校および各種
学校（修業年限1年以上であ
る課程）、一部の海外大学の
日本分校に在学する人です。
【納付猶予制度】
学生でない50歳未満の人
が一定額以下の場合に、国民
年金保険料の納付が猶予さ
れる制度です。

※学生納付特例と納付猶予を
受けた期間があると、保険
料を全額納付したときと比
べて、受け取る年金額が少
なくなります。

※学生納付特例と納付猶予を
受けた期間があると、保険
料を全額納付したときと比
べて、受け取る年金額が少
なくなります。
将来受け取る年金額を増や
すために、10年内であ
れば、これらの期間の保険料
をさかのぼって納めること
（追納）ができます。
※ただし、学生納付特例など
を受けた期間の翌年度から
起算して3年度目以降に追
納する場合、当時の保険料
額に一定の加算額が上乗せ
されます。

問市民課
☎ 0869-22-1790

問岡山東年金事務所
☎ 086-270-7925
(自動音声案内2番)

20歳になつたら国民年金
ねんなんのおはなし♪



【将来の大きな支えに】
国民年金は20歳から60歳ま
での人が加入して、保険料を
納める制度です。国が責任を
もって運営するため、年金の
給付は生涯にわたって保障さ
れます。

【老後のためだけのものでは
いません】
国民年金は、年をとつたと
きの老齢年金のほか障害年金
や遺族年金もあります。

障害年金は、病気や事故で
障害が残ったときに受け取れ
ます。また遺族年金は、加入
者が死亡した場合、その加入
者により生計を維持されてい
た遺族（「子のある配偶者」
や「子」）が受け取れます。

【学生納付特例制度】
一般的に所得が少ないとさ
れる学生のための制度で、本
人の所得が一定額以下の場
合、国民年金保険料の納付が
猶予されます。

対象となる学生は、学校教
育法に規定する大学、大学院、
短期大学、高等学校、高等専
門学校、専修学校および各種
学校（修業年限1年以上であ
る課程）、一部の海外大学の
日本分校に在学する人です。
【納付猶予制度】
学生でない50歳未満の人
が一定額以下の場合に、国民
年金保険料の納付が猶予さ
れる制度です。

※学生納付特例と納付猶予を
受けた期間があると、保険
料を全額納付したときと比
べて、受け取る年金額が少
なくなります。
将来受け取る年金額を増や
すために、10年内であ
れば、これらの期間の保険料
をさかのぼって納めること
（追納）ができます。
※ただし、学生納付特例など
を受けた期間の翌年度から
起算して3年度目以降に追
納する場合、当時の保険料
額に一定の加算額が上乗せ
されます。

問市民課
☎ 0869-22-1790

問岡山東年金事務所
☎ 086-270-7925
(自動音声案内2番)

【将来の大きな支えに】
国民年金は20歳から60歳ま
での人が加入して、保険料を
納める制度です。国が責任を
もって運営するため、年金の
給付は生涯にわたって保障さ
れます。

【老後のためだけのものでは
いません】
国民年金は、年をとつたと
きの老齢年金のほか障害年金
や遺族年金もあります。

障害年金は、病気や事故で
障害が残ったときに受け取れ
ます。また遺族年金は、加入
者が死亡した場合、その加入
者により生計を維持されてい
た遺族（「子のある配偶者」
や「子」）が受け取れます。

【学生納付特例制度】
一般的に所得が少ないとさ
れる学生のための制度で、本
人の所得が一定額以下の場
合、国民年金保険料の納付が
猶予されます。

対象となる学生は、学校教
育法に規定する大学、大学院、
短期大学、高等学校、高等専
門学校、専修学校および各種
学校（修業年限1年以上であ
る課程）、一部の海外大学の
日本分校に在学する人です。
【納付猶予制度】
学生でない50歳未満の人
が一定額以下の場合に、国民
年金保険料の納付が猶予さ
れる制度です。

※学生納付特例と納付猶予を
受けた期間があると、保険
料を全額納付したときと比
べて、受け取る年金額が少
なくなります。
将来受け取る年金額を増や
すために、10年内であ
れば、これらの期間の保険料
をさかのぼって納めること
（追納）ができます。
※ただし、学生納付特例など
を受けた期間の翌年度から
起算して3年度目以降に追
納する場合、当時の保険料
額に一定の加算額が上乗せ
されます。

問市民課
☎ 0869-22-1790

問岡山東年金事務所
☎ 086-270-7925
(自動音声案内2番)

【将来の大きな支えに】
国民年金は20歳から60歳ま
での人が加入して、保険料を
納める制度です。国が責任を
もって運営するため、年金の
給付は生涯にわたって保障さ
れます。

【老後のためだけのものでは
いません】
国民年金は、年をとつたと
きの老齢年金のほか障害年金
や遺族年金もあります。

障害年金は、病気や事故で
障害が残ったときに受け取れ
ます。また遺族年金は、加入
者が死亡した場合、その加入
者により生計を維持されてい
た遺族（「子のある配偶者」
や「子」）が受け取れます。

【学生納付特例制度】
一般的に所得が少ないとさ
れる学生のための制度で、本
人の所得が一定額以下の場
合、国民年金保険料の納付が
猶予されます。

対象となる学生は、学校教
育法に規定する大学、大学院、
短期大学、高等学校、高等専
門学校、専修学校および各種
学校（修業年限1年以上であ
る課程）、一部の海外大学の
日本分校に在学する人です。
【納付猶予制度】
学生でない50歳未満の人
が一定額以下の場合に、国民
年金保険料の納付が猶予さ
れる制度です。

※学生納付特例と納付猶予を
受けた期間があると、保険
料を全額納付したときと比
べて、受け取る年金額が少
なくなります。
将来受け取る年金額を増や
すために、10年内であ
れば、これらの期間の保険料
をさかのぼって納めること
（追納）ができます。
※ただし、学生納付特例など
を受けた期間の翌年度から
起算して3年度目以降に追
納する場合、当時の保険料
額に一定の加算額が上乗せ
されます。

問市民課
☎ 0869-22-1790

問岡山東年金事務所
☎ 086-270-7925
(自動音声案内2番)

【将来の大きな支えに】
国民年金は20歳から60歳ま
での人が加入して、保険料を
納める制度です。国が責任を
もって運営するため、年金の
給付は生涯にわたって保障さ
れます。

【老後のためだけのものでは
いません】
国民年金は、年をとつたと
きの老齢年金のほか障害年金
や遺族年金もあります。

障害年金は、病気や事故で
障害が残ったときに受け取れ
ます。また遺族年金は、加入
者が死亡した場合、その加入
者により生計を維持されてい
た遺族（「子のある配偶者」
や「子」）が受け取れます。

【学生納付特例制度】
一般的に所得が少ないとさ
れる学生のための制度で、本
人の所得が一定額以下の場
合、国民年金保険料の納付が
猶予されます。

対象となる学生は、学校教
育法に規定する大学、大学院、
短期大学、高等学校、高等専
門学校、専修学校および各種
学校（修業年限1年以上であ
る課程）、一部の海外大学の
日本分校に在学する人です。
【納付猶予制度】
学生でない50歳未満の人
が一定額以下の場合に、国民
年金保険料の納付が猶予さ
れる制度です。

※学生納付特例と納付猶予を
受けた期間があると、保険
料を全額納付したときと比
べて、受け取る年金額が少
なくなります。
将来受け取る年金額を増や
すために、10年内であ
れば、これらの期間の保険料
をさかのぼって納めること
（追納）ができます。
※ただし、学生納付特例など
を受けた期間の翌年度から
起算して3年度目以降に追
納する場合、当時の保険料
額に一定の加算額が上乗せ
されます。

問市民課
☎ 0869-22-1790

問岡山東年金事務所
☎ 086-270-7925
(自動音声案内2番)

【将来の大きな支えに】
国民年金は20歳から60歳ま
での人が加入して、保険料を
納める制度です。国が責任を
もって運営するため、年金の
給付は生涯にわたって保障さ
れます。

【老後のためだけのものでは
いません】
国民年金は、年をとつたと
きの老齢年金のほか障害年金
や遺族年金もあります。

障害年金は、病気や事故で
障害が残ったときに受け取れ
ます。また遺族年金は、加入
者が死亡した場合、その加入
者により生計を維持されてい
た遺族（「子のある配偶者」
や「子」）が受け取れます。

【学生納付特例制度】
一般的に所得が少ないとさ
れる学生のための制度で、本
人の所得が一定額以下の場
合、国民年金保険料の納付が
猶予されます。

対象となる学生は、学校教
育法に規定する大学、大学院、
短期大学、高等学校、高等専
門学校、専修

～事業主の皆さんへ～
障害者雇用率が0.1%引き上げられます

障害者雇用促進法では、常時雇用する労働者の一定割合を障害者とすることが義務付けられています。この障害者雇用率が令和3年3月1日から0.1%引き上げられ、2.3%となります。

この変更により雇用すべき障害者数が増加する事業主の皆さんには、障害のある人の雇い入れをお願いします。
問ハローワーク西大寺 ☎ 086-942-3212

(自動音声案内1番)

☎ 086-270-7925

岡山東年金事務所

△日時 2月18日（木）

午前10時～正午、午後1～3時

△場所 ゆめトピア長船

△日時 2月18日（木）

午前9時～正午

△場所 ゆめトピア長船

年金相談

年金事務所の職員が年金の相談に応じます。相談を希望する人は、事前に予約をしてください（相談料無料）。

△相談

相談

相談

相談

相談

相談

相談

問 申 文化観光課

☎ 0869-22-3953

△日時 2月21日（日）

午前9時～正午

△訪問場所 虫明地区

△申込締切 2月15日（月）

△定員 30人（小学生以上）

△集合場所 糸掛コミュニティセンター（邑久町虫明819）

※飲料水は持参してください。

また、歩きやすい服装でご参加ください。

△日時 2月21日（日）

午前9時～正午

△訪問場所 虫明地区

△申込締切 2月15日（月）

△定員 30人（小学生以上）

△集合場所 糸掛コミュニティセンター（邑久町虫明819）

※飲料水は持参してください。

また、歩きやすい服装でご参加ください。

△日時 2月21日（日）

午前9時～正午

△訪問場所 虫明地区

△申込締切 2月15日（月）

△定員 30人（小学生以上）

△集合場所 糸掛コミュニティセンター（邑久町虫明819）

※飲料水は持参してください。

また、歩きやすい服装でご参加ください。

△日時 2月21日（日）

午前9時～正午

△訪問場所 虫明地区

△申込締切 2月15日（月）

△定員 30人（小学生以上）

△集合場所 糸掛コミュニティセンター（邑久町虫明819）

※飲料水は持参してください。

また、歩きやすい服装でご参加ください。

△日時 2月21日（日）

午前9時～正午

△訪問場所 虫明地区

△申込締切 2月15日（月）

△定員 30人（小学生以上）

△集合場所 糸掛コミュニティセンター（邑久町虫明819）

※飲料水は持参してください。

また、歩きやすい服装でご参加ください。

△日時 2月21日（日）

午前9時～正午

△訪問場所 虫明地区

△申込締切 2月15日（月）

△定員 30人（小学生以上）

△集合場所 糸掛コミュニティセンター（邑久町虫明819）

※飲料水は持参してください。

また、歩きやすい服装でご参加ください。

△日時 2月21日（日）

午前9時～正午

△訪問場所 虫明地区

△申込締切 2月15日（月）

△定員 30人（小学生以上）

△集合場所 糸掛コミュニティセンター（邑久町虫明819）

※飲料水は持参してください。

また、歩きやすい服装でご参加ください。

△日時 2月21日（日）

午前9時～正午

△訪問場所 虫明地区

△申込締切 2月15日（月）

△定員 30人（小学生以上）

△集合場所 糸掛コミュニティセンター（邑久町虫明819）

※飲料水は持参してください。

また、歩きやすい服装でご参加ください。

△日時 2月21日（日）

午前9時～正午

△訪問場所 虫明地区

△申込締切 2月15日（月）

△定員 30人（小学生以上）

△集合場所 糸掛コミュニティセンター（邑久町虫明819）

※飲料水は持参してください。

また、歩きやすい服装でご参加ください。

△日時 2月21日（日）

午前9時～正午

△訪問場所 虫明地区

△申込締切 2月15日（月）

△定員 30人（小学生以上）

△集合場所 糸掛コミュニティセンター（邑久町虫明819）

※飲料水は持参してください。

また、歩きやすい服装でご参加ください。

△日時 2月21日（日）

午前9時～正午

△訪問場所 虫明地区

△申込締切 2月15日（月）

△定員 30人（小学生以上）

△集合場所 糸掛コミュニティセンター（邑久町虫明819）

※飲料水は持参してください。

また、歩きやすい服装でご参加ください。

△日時 2月21日（日）

午前9時～正午

△訪問場所 虫明地区

△申込締切 2月15日（月）

△定員 30人（小学生以上）

△集合場所 糸掛コミュニティセンター（邑久町虫明819）

※飲料水は持参してください。

また、歩きやすい服装でご参加ください。

△日時 2月21日（日）

午前9時～正午

△訪問場所 虫明地区

△申込締切 2月15日（月）

△定員 30人（小学生以上）

△集合場所 糸掛コミュニティセンター（邑久町虫明819）

※飲料水は持参してください。

また、歩きやすい服装でご参加ください。

△日時 2月21日（日）

午前9時～正午

△訪問場所 虫明地区

△申込締切 2月15日（月）

△定員 30人（小学生以上）

△集合場所 糸掛コミュニティセンター（邑久町虫明819）

※飲料水は持参してください。

また、歩きやすい服装でご参加ください。

△日時 2月21日（日）

午前9時～正午

△訪問場所 虫明地区

△申込締切 2月15日（月）

△定員 30人（小学生以上）

△集合場所 糸掛コミュニティセンター（邑久町虫明819）

※飲料水は持参してください。

また、歩きやすい服装でご参加ください。

△日時 2月21日（日）

午前9時～正午

△訪問場所 虫明地区

△申込締切 2月15日（月）

△定員 30人（小学生以上）

△集合場所 糸掛コミュニティセンター（邑久町虫明819）

※飲料水は持参してください。

また、歩きやすい服装でご参加ください。

△日時 2月21日（日）

午前9時～正午

△訪問場所 虫明地区

△申込締切 2月15日（月）

△定員 30人（小学生以上）

△集合場所 糸掛コミュニティセンター（邑久町虫明819）

※飲料水は持参してください。

また、歩きやすい服装でご参加ください。

△日時 2月21日（日）

午前9時～正午

△訪問場所 虫明地区

△申込締切 2月15日（月）

△定員 30人（小学生以上）

△集合場所 糸掛コミュニティセンター（邑久町虫明819）

※飲料水は持参してください。

また、歩きやすい服装でご参加ください。

△日時 2月21日（日）

午前9時～正午

△訪問場所 虫明地区

△申込締切 2月15日（月）

△定員 30人（小学生以上）

△集合場所 糸掛コミュニティセンター（邑久町虫明819）

※飲料水は持参してください。

また、歩きやすい服装でご参加ください。

△日時 2月21日（日）

午前9時～正午

△訪問場所 虫明地区

△申込締切 2月15日（月）

△定員 30人（小学生以上）

△集合場所 糸掛コミュニティセンター（邑久町虫明819）

※飲料水は持参してください。

また、歩きやすい服装でご参加ください。

△日時 2月21日（日）

午前9時～正午